

だいしんシニアライフローン

大垣西濃信用金庫
(令和3年10月1日現在)

1. 商品名	だいしんシニアライフローン
2. ご利用いただける方	次の全てを満たす方 ・申込時、年齢が満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方。 ・満75歳以上の方は、原則申込み時に同居家族又は法定相続人(三親等以内)の同席が可能な方 ・国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方。 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・年金担保借入がない方。 ・当金庫の会員となれる方。
3. お使いみち	・リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの。 ①申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人が①を用途として当金庫から借入れた基金保証付個人ローン(カードローン、切替プランを除く)の借換え資金および借換えに伴う繰上返済にかかる手数料(①と合わせた申込みに限る)
4. ご融資金額	100万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	3ヵ月以上10年以内
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
7. ご返済方法	・隔月元金均等・元利均等割賦返済(約定返済日は偶数月15日) (毎月元金均等・元利均等割賦返済も可(約定返済日は毎月15日)) ※元金返済据置期間は6ヵ月以内 ※6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用は不可
8. 保証人・担保	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
9. 保証料	保証料は、融資利息に含まれており、別途お支払いいただく必要は有りません。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
11. その他	お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店にお問い合わせ下さい。